様式第35-2号（参考）

**農　地　使　用　貸　借　契　約　書**

貸人及び借人は、農地法（昭和27年法律第229号）の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、２通作成して貸人及び借人がそれぞれ１通を所持し、その写し１通を徳之島町農業委員会に提出する。

令和　　年　　月　　日

貸人（以下「甲」という。）

住所

氏名

借人（以下「乙」という。）

住所

氏名

　(注1)

１　使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表１に記載する土地その他の物件を無償で貸し付ける。(注２)

２　使用貸借の期間

使用貸借の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　年間とする。

３　転貸

乙は、本人又はその世帯員が農地法第２条第２項各号に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸をすることができる。

４　修繕及び改良

(１)　目的物の修繕及び改良が土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

(２)　目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要する場合その他甲において行うことができない事由があるときは、乙が行うことができる。

(３)　目的物の改良は、乙が行うことができる。

(４)　修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表２に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）及び土地改良法の定めるところに従う。(注３)

５　経常費用

(１)　目的物に対する租税は、甲が負担する。

(２)　かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が負担する。

(３)　農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済金は、乙が負担する。

(４)　租税以外の公課等で(２)及び(３)以外のものの負担は、別表３に定めるもののほか、その公課等の支払義務者が負担する。(注４)

(５)　その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

６　目的物の返還及び立毛補償

(１)　使用貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から　　日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りでない。(注５)

(２)　契約終了の際、目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。

７　この使用貸借契約に附随する権利又は義務 (注６)

８　契約の変更

　契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

９　その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。